

第 9 9 期 中間決算公告

平成21年12月4日

福岡市中央区天神二丁目13番1号
株式会社 福 岡 銀 行
取締役頭取 谷 正 明

中間貸借対照表（平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	280,863	預 金	6,988,703
コ ー ル ロ ー ン	7,800	譲 渡 性 預 金	241,871
買 入 金 銭 債 権	115,249	コ ー ル マ ネ ー	142,625
特 定 取 引 資 産	2,012	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	24,231
有 価 証 券	1,441,844	特 定 取 引 負 債	1
貸 出 金	6,197,543	借 用 金	234,723
外 国 為 替	6,591	外 国 為 替	741
そ の 他 資 産	103,355	社 債	103,895
有 形 固 定 資 産	142,205	そ の 他 負 債	60,539
無 形 固 定 資 産	7,398	未 払 法 人 税 等	346
繰 延 税 金 資 産	81,121	リ ー ス 債 務	1,140
支 払 承 諾 見 返	51,736	そ の 他 の 負 債	59,052
貸 倒 引 当 金	△ 107,421	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1,049
投 資 損 失 引 当 金	△ 6,438	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,537
		そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	717
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	32,254
		支 払 承 諾	51,736
		負 債 の 部 合 計	7,885,628
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	82,329
		資 本 剰 余 金	60,480
		資 本 準 備 金	60,479
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	230,443
		利 益 準 備 金	46,520
		そ の 他 利 益 剰 余 金	183,922
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	531
		別 途 積 立 金	144,220
		繰 越 利 益 剰 余 金	39,170
		株 主 資 本 合 計	373,253
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,553
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 5,032
		土 地 再 評 価 差 額 金	46,460
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	64,981
		純 資 産 の 部 合 計	438,234
資 産 の 部 合 計	8,323,863	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,323,863

中間損益計算書

平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		90,740
資金運用収益	71,169	
(うち貸出金利息)	(58,839)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,469)	
役務取引等収益	14,983	
特定取引収益	124	
その他業務収益	3,774	
その他経常収益	688	
経 常 費 用		75,396
資金調達費用	13,585	
(うち預金利息)	(5,824)	
役務取引等費用	7,487	
その他業務費用	582	
営業経費用	38,758	
その他経常費用	14,982	
経 常 利 益		15,343
特 別 利 益		2,472
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	2,471	
特 別 損 失		703
固定資産処分損失	388	
減損損失	315	
税引前中間純利益		17,112
法人税、住民税及び事業税	77	
過年度法人税等	△268	
法人税等調整額	△8,530	
法人税等合計		△8,721
中 間 純 利 益		25,833

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,183百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下の通りであります。

過去勤務債務

発生年度に全額を処理。

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理。

(4) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、平成17年度において子会社であった株式会社福岡カードを合併した際に承継した権利・義務にかかるもので、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額16,605百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計15,262百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は219,044百万円、再貸付けに供している有価証券は40,480百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは139,464百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,642百万円、延滞債権額は150,563百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
なお、前期末より「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「5 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額を実施しております。これにより、前中間期末に比べ、破綻先債権額は66,871百万円、延滞債権は52,453百万円それぞれ減少しております。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は971百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は67,849百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は233,026百万円であります。
なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,741百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

現金預け金	2,451 百万円
有価証券	685,966 百万円
その他資産	105 百万円

担保資産に対応する債務

預金	20,264 百万円
債券貸借取引受入担保金	24,231 百万円
借用金	99,800 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券264,414百万円、その他資産12百万円を差し入れております。
子会社、子法人等及び関連法人等の借入金にかかる担保提供資産はありません。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円、保証金は1,823百万円であります。
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,279,210百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,141,644百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額
と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,329 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額52,933百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金80,000百万円が含まれております。
13. 社債には、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）80,000百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,560百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 592円24銭
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率 11.70 %

（中間損益計算書類関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,208百万円及び株式等償却1,584百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益額 34円91銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	110,231	119,775	9,543
社債	27,180	27,515	334
合計	137,412	147,290	9,878

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	56,015	81,054	25,039
債券	732,685	746,230	13,545
国債	251,463	256,219	4,755
地方債	13,045	13,316	270
社債	468,175	476,695	8,519
その他	386,413	386,684	271
合計	1,175,113	1,213,969	38,855

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期における減損処理額は、1,652百万円（うち株式1,584百万円、債券68百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、当中間会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格等をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は9,602百万円増加、「繰延税金資産」は3,879百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,723百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算出された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	14,901
関連法人等株式	1,678
その他有価証券	
事業債	49,854
非上場外国証券	10,532
非上場株式	7,840
投資事業有限責任組合等	5,535

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	76,516 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	6,264
税務上の繰越欠損金	3,093
有価証券償却	23,495
減価償却損金算入限度超過額	1,669
その他	12,115
繰延税金資産小計	123,155
評価性引当額	△15,576
繰延税金資産合計	107,578

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△10,616
その他有価証券評価差額金	△15,302
固定資産圧縮積立金	△534
その他	△2
繰延税金負債合計	△26,456
繰延税金資産（負債）の純額	81,121 百万円

(参 考)

信 託 財 産 残 高 表

(平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	297	金 銭 信 託	388
現 金 預 け 金	90		
合 計	388	合 計	388

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 元本補てん契約のある信託については、平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在取扱残高がありません。

中間連結貸借対照表 (平成 21年 9月 30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	287,146	預 金	6,981,866
コールローン及び買入手形	7,800	譲 渡 性 預 金	223,571
買 入 金 銭 債 権	120,593	コールマネー及び売渡手形	142,625
特 定 取 引 資 産	2,012	債券貸借取引受入担保金	24,231
有 価 証 券	1,428,842	特 定 取 引 負 債	1
貸 出 金	6,193,551	借 用 金	185,335
外 国 為 替	6,591	外 国 為 替	741
そ の 他 資 産	106,450	社 債	103,895
有 形 固 定 資 産	143,012	そ の 他 負 債	77,825
無 形 固 定 資 産	7,783	退 職 給 付 引 当 金	504
繰 延 税 金 資 産	84,510	利息返還損失引当金	1,079
支 払 承 諾 見 返	96,006	睡眠預金払戻損失引当金	2,537
貸 倒 引 当 金	△ 116,336	その他の偶発損失引当金	717
		再評価に係る繰延税金負債	32,254
		負 の の れ ん	4
		支 払 承 諾	96,006
		負 債 の 部 合 計	7,873,198
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	82,329
		資 本 剰 余 金	60,587
		利 益 剰 余 金	235,548
		株 主 資 本 合 計	378,466
		その他有価証券評価差額金	23,526
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,032
		土 地 再 評 価 差 額 金	46,460
		評価・換算差額等合計	64,954
		少 数 株 主 持 分	51,345
		純 資 産 の 部 合 計	494,766
資 産 の 部 合 計	8,367,964	負債及び純資産の部合計	8,367,964

中間連結損益計算書〔平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	93,934
資 金 運 用 収 益	71,220
(うち貸出金利息)	(58,893)
(うち有価証券利息配当金)	(10,465)
役 務 取 引 等 収 益	14,760
特 定 取 引 収 益	124
そ の 他 業 務 収 益	7,075
そ の 他 経 常 収 益	752
経 常 費 用	76,840
資 金 調 達 費 用	12,811
(うち預金利息)	(5,822)
役 務 取 引 等 費 用	6,112
そ の 他 業 務 費 用	581
営 業 経 費	41,194
そ の 他 経 常 費 用	16,140
経 常 利 益	17,093
特 別 利 益	2,481
固 定 資 産 処 分 益	1
償 却 債 権 取 立 益	2,480
特 別 損 失	703
固 定 資 産 処 分 損	388
減 損 損 失	315
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	18,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	601
過 年 度 法 人 税 等	△268
法 人 税 等 調 整 額	△8,422
法 人 税 等 合 計	△8,089
少 数 株 主 利 益	753
中 間 純 利 益	26,207

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 14 社

会社名

福銀オフィスサービス株式会社
福銀事務サービス株式会社
福銀不動産調査株式会社
ふくおか債権回収株式会社
Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited
Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited
株式会社 F F G カード
株式会社 F F G ビジネスコンサルティング
親和コーポレート・パートナーズ株式会社
福岡コンピューターサービス株式会社
ふくぎん保証株式会社
一般社団法人ふくおか・アセット・ホールディングス
有限会社マーキュリー・アセット・コーポレーション
有限会社ジュピター・アセット・コーポレーション

② 非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 3 社

会社名

前田証券株式会社
九州技術開発 1 号投資事業有限責任組合
成長企業応援投資事業有限責任組合

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等は該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

9 月末日	11 社
12 月末日	3 社

② 12 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則として、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は137,894百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は、当中間連結会計期間末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に全額を処理。
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、主として当行が平成17年度において連結子会社であった株式会社福岡カードを合併した際に承継した権利・義務に係るもので、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資額）を除く）
2,967 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計15,262百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は219,044百万円、再貸付けに供している有価証券は40,480百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは139,464百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,811百万円、延滞債権額は152,054百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
なお、前連結会計年度末より、「会計処理基準に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額を実施しております。これにより、前中間連結会計年度末に比べ、破綻先債権額は68,648百万円、延滞債権額は64,204百万円それぞれ減少しております。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は971百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は67,849百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は234,686百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、41,741百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	2,451 百万円
有価証券	685,966 百万円
その他資産	105 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	20,264 百万円
債券貸借取引受入担保金	24,231 百万円
借用金	99,800 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券264,414百万円及びその他資産12百万円を差し入れております。
関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円、保証金は1,723百万円であります。
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,264,505百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,126,939百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算出方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,329 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 54,118 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 80,000百万円含まれております。
13. 社債には、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）80,000百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）による社債に対する保証債務の額は30,560百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 599円25銭
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 11.87 %

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額13,453百万円及び株式等償却1,104百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 35円41銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	110,231	119,775	9,543
社債	27,180	27,515	334
合計	137,412	147,290	9,878

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	56,413	81,417	25,003
債券	732,685	746,230	13,545
国債	251,463	256,219	4,755
地方債	13,045	13,316	270
社債	468,175	476,695	8,519
その他	386,413	386,684	271
合計	1,175,512	1,214,332	38,820

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価（市場価格又は合理的に算出された価額）のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,172百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算出された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場等をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は9,602百万円増加、「繰延税金資産」は3,879百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,723百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算出された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	—
その他の有価証券	
事業債	49,854
非上場外国証券	10,532
非上場株式	8,088
投資事業有限責任組合等	5,535